

改定計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

温室効果ガス排出量の削減目標等を達成し、2050 年度 80%削減に向けた横浜の将来像を実現するため、横浜市が全庁一体となり取組を推進するとともに、市民・事業者・行政の各主体が相互に協働・連携し、地域で様々な環境活動に取り組んでいる地域活動団体や NPO 等の市民力、大学や地元企業等の知的資源を活用しながら総合的に取組を推進する。

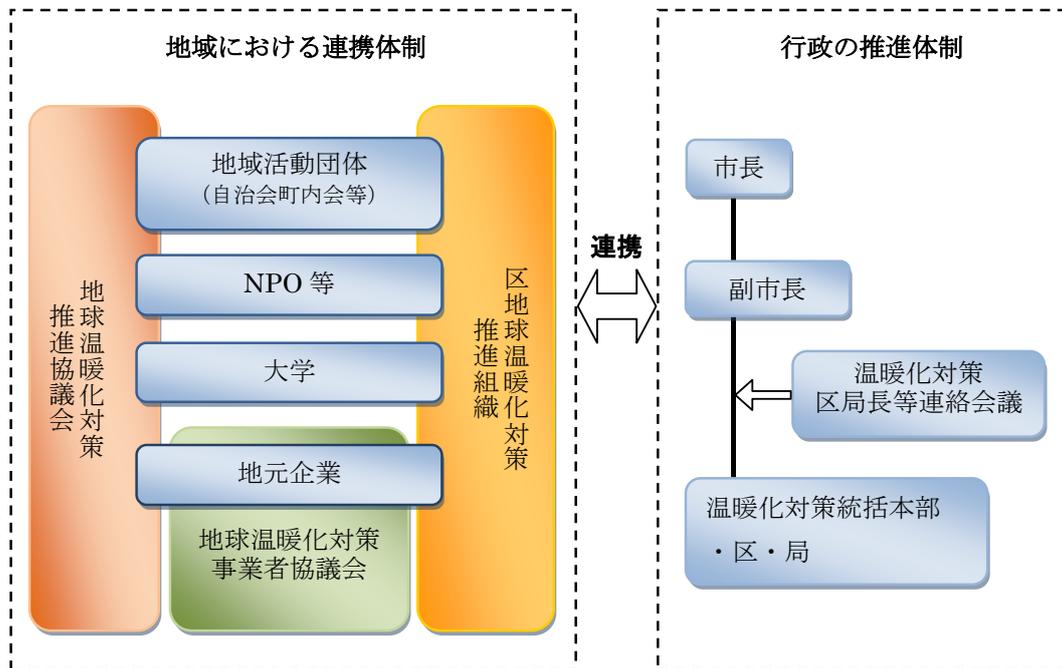


図 1 本計画の推進体制

(1) 行政の推進体制

行政内部の推進体制として、温暖化対策統括本部が総合調整を行い、全庁的な地球温暖化対策を実施する。また、温暖化対策区局長等連絡会議等において、区・局・統括本部全体で情報を共有し、取組の一層の推進を目指している。

《温暖化対策統括本部》

横浜市の全庁的な地球温暖化対策への取組を強力に推進するため、庁内におけるリーダーシップを発揮し総合調整を行うとともに、必要な事業を実施する「温暖化対策統括本部」を、市長の直近下位の局相当組織として、全国の地方公共団体で唯一、平成 23（2011）年度から設置している。なお、平成 20～22 年度は時限組織である「地球温暖化対策事業本部」を設置していた。

《温暖化対策区局長等連絡会議》

本計画推進のために、各区局統括本部が取り組むべき方針や施策、事業等について検討・調整を行う。全副市長及び全区局統括本部長で構成される。また、この会議のもとに、温暖化対策区局等課長連絡会議等を設置し、区局統括本部間での情報共有や取組の推進等を行っている。

(2) 地域における連携体制

市民・事業者との連携体制として、地球温暖化対策推進協議会が各区に設けられた区地球温暖化対策推進組織と連携しながら、市民・事業者・行政の協働によって、温暖化対策の実践行動促進に向けた活動を展開している。また、事業者の取組を推進するため、地球温暖化対策事業者協議会では、事業者間での情報交換や事業者における省エネルギーの推進に関する講習会等を開催している。

《横浜市地球温暖化対策推進協議会》

地球温暖化対策の推進に関する法律第 40 条第 1 項に基づく地域協議会。市民・事業者・行政のパートナーシップによって広範な普及啓発活動を行っている。区民まつりイベントでの節電・省エネ普及啓発、横浜市風力発電所「ハマウイング」見学会、NPO や町内会との連携による次世代育成のための学習会の開催、横浜市の水源地である山梨県道志村での間伐体験等を実施している。

《区地球温暖化対策推進組織》

市民・事業者・行政の協働によって普及啓発活動や環境活動を実施するために、各区において地球温暖化対策や環境活動を進めるための組織が設けられている。各区において、地球温暖化対策推進協議会等と連携しながら、活動を展開している。

《横浜市地球温暖化対策事業者協議会》

事業者の地球温暖化対策の効果的な推進を図るために、横浜市地球温暖化対策計画書制度の対象事業者等及び横浜市によって横浜市地球温暖化対策事業者協議会が設けられている。事業所における取組について講習会や意見交換会等を開催することにより、事業者による地球温暖化対策を促進している。

(3) 大学、地元企業等の知的資源の活用

先進的な低炭素化技術や知見、取組の共有などを目的に、既存のネットワークを活用しつつ、新たなネットワークを構築し、地球温暖化対策に取り組む。例えばヨコハマ・エコ・スクール (YES) では、環境・地球温暖化問題に関連する講座やイベント等にご協力いただく市民活動団体、事業者、大学 (学校) 等を「YES 協働パートナー」として募集し、相互に連携しながら活動を行っている。

また、横浜スマートシティプロジェクト (YSCP) 実証実験で得られた成果を生かし、平成 27 年に 公民連携組織である「横浜スマートビジネス協議会 (YSBA)」を設立し、実証から実装へ向けた取組を推進している。

2 進捗管理

計画の実効性を担保し、着実な推進を図るため、取組の状況等を定期的に点検・把握し、評価を行い、計画及び取組の適切な見直しを継続的に行う。このため、本計画の進捗管理は、PDCA サイクルの一連の手続きに沿って実施する。

なお、環境管理計画などの関連計画と相互に連動し、進捗管理結果を共有するなど、足並みを揃えながら取組を進める。

《Plan（計画）》

取組状況の進捗管理結果をもとに、今後の取組や予算措置を検討する。予算については 国の補助事業の活用 や、各区局で確保する予算に加え、区局の温暖化対策に大きく寄与する事業に、一定の財源を配分するなど、戦略的・総合的な予算編成を行い、対策を推進する。

また、パリ協定では、各国の進捗状況の検討を行う「タラノア対話」や目標の引き上げ等に関する制度が組み込まれていること等を踏まえ、本市においても2050年度80%削減、さらに今世紀末の脱炭素化という 長期的に目指す方向性に向けて、計画内容を随時見直すことが必要である。計画の進捗状況や温暖化対策を取り巻く国内外の状況等を踏まえ、概ね4～5年ごとに計画を改定するとともに、関連施策の検討・見直し等を行う。

《Do（実施）》

実行計画に掲げた施策の着実な推進と、様々な主体と連携した取組の推進により、計画目標の達成を目指す。なお、施策の実施に当たっては、市民・事業者との連携など、多様な主体と連携した効果的な取組を行う。

《Check（点検・評価）》

温室効果ガスの削減目標等の達成状況を把握するため、市域の温室効果ガス排出量等を毎年度、定量的に把握し公表する。また、本計画の基本方針ごとの管理指標を把握するとともに、各対策・施策の進捗状況を確認し、毎年度、報告書を取りまとめて市民・事業者に公表するとともに、環境創造審議会へ報告する。

また「横浜市地球温暖化対策計画書制度」を積極的に活用し、個別事業者の排出量や対策の取組状況等を把握する。

《Action（見直し）》

温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等より、今後さらに推進すべき対策・施策や改善すべき点等を整理し、次年度以降の取組や計画等に反映する。

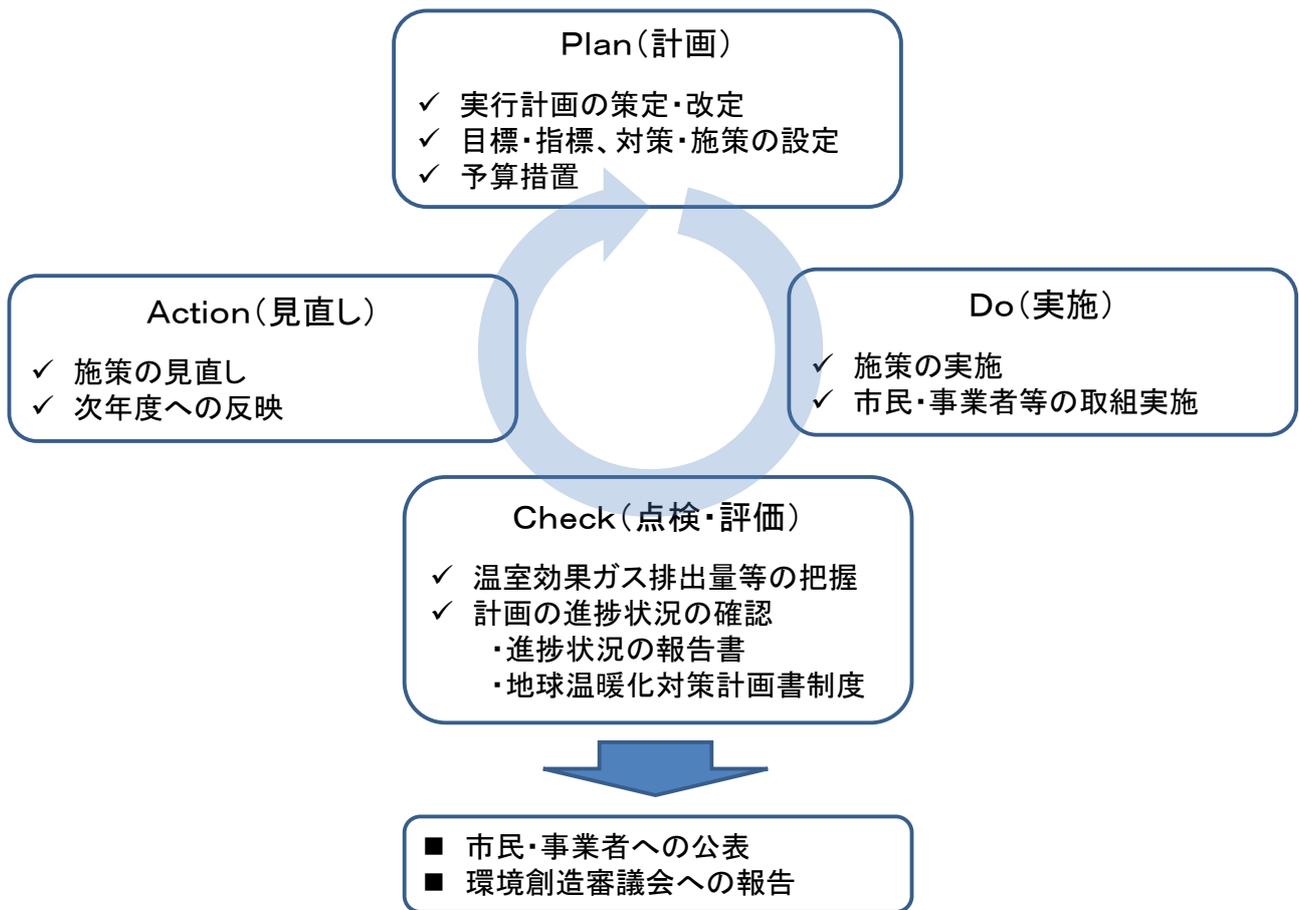


図2 計画の進捗管理